

私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱

(通則)

第1条 県内の私立高等学校及び私立特別支援学校の専攻科(以下「私立高等学校等専攻科」という。)の生徒への修学支援に係る私立高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の交付については、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱に基づいて交付する専攻科支援金は、私立高等学校等専攻科に通う低所得世帯及び多子世帯の生徒に係る授業料に対し、予算の範囲内で専攻科支援金を支給し、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(専攻科支援金の対象及び支給額)

- 第3条 専攻科支援金は、私立高等学校等専攻科の生徒であって、別表に定める対象者に支給する。
- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りでない。
- (1) 退学又は停学(3か月以上のものに限る。)の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
 - (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
 - (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月
- 3 専攻科支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。ただし、右欄に掲げる額を上限とする。なお、納入する授業料の月額、授業料減免等により授業料の一部又は全部が免除されている場合、当該授業料減免等により減じた後の実際に支払うべき金額とする。

【新制度(別表に規定する「専攻科支援金(新制度)」をいう。)]

区分	支給額	支給額の上限
住民税非課税世帯	納入する授業料の月額	月額 41,100 円
年収 270～380 万円相当の世帯	納入する授業料の月額の 1 / 2	月額 20,550 円
多子世帯	納入する授業料の月額	月額 41,100 円

【旧制度(別表に規定する「専攻科支援金(旧制度)」をいう。)]

区分	支給額	支給額の上限
住民税非課税世帯	納入する授業料の月額	月額 35,600 円
年収 270～380 万円相当の世帯	納入する授業料の月額の 1 / 2	月額 17,800 円
多子世帯	納入する授業料の月額	月額 35,600 円

注) 同一の世帯において、2以上の区分に該当する場合の支給額は、最も額の多いいずれかの区

分に係る支給額（その額が同額の場合にあつては、そのいずれか一の区分に係る支給額）とする。

（事務手続及び受給の代理）

第4条 専攻科支援金に必要な事務手続は、当該事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して行うものとする。

2 代理申請者は、専攻科支援金について知事から、事務手続を代理する申請者に関する通知を受領した場合、その内容について当該申請者に速やかに通知しなければならない。

3 申請者が受給すべき専攻科支援金は、その代理申請者が交付を受け、当該申請者が代理申請者に支払うべき授業料に充てなければならない。

（受給資格の認定）

第5条 専攻科支援金を受給しようとする者は、別に定めるところにより、専攻科支援金の受給資格の認定について、代理申請者を経由して知事に申請し、その認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受理したときは、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

（収入等状況及び国籍・在留資格の変更・在留期間の更新の届出）

第6条 前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、別に定めるところにより、生計維持者の収入等の状況に関する事項について、代理申請者を経由して知事に届け出なければならない。

2 受給権者は、別に定めるところにより、国籍若しくは在留資格の変更又は在留期間の更新があった場合は、その旨を代理申請者を経由して知事に届け出なければならない。

（受給資格の消滅）

第7条 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者の受給資格が消滅したときは、別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、審査又は確認の上、その結果を代理申請者に通知するものとする。

（授業料額の変更）

第8条 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者の授業料の額又は授業減免等より授業料を減じた額に変更があったときは、別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（交付の申請）

第9条 専攻科支援金の交付を受けようとする代理申請者は、別に定める期日までに様式第1号により交付申請書を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は様式第2号により代理申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付の変更申請)

第 11 条 代理申請者は、前条の規定による交付の決定の内容を変更しようとするときは、様式第 3 号による変更交付申請書及び別に定める書類を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(交付の変更決定)

第 12 条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、承認又は不承認の決定を行わなければならない。この承認の決定を行う場合において、知事は様式第 4 号により、代理申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項に基づいて交付の変更決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第 13 条 第 10 条の規定による交付の決定又は前条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、当該決定に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第 10 条の規定による交付の決定又は前条の規定による交付の変更決定はなかったものとみなす。

(請求及び精算)

第 14 条 第 10 条の規定による交付の決定又は第 12 条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、別に定める期日までに様式第 5 号を知事に提出し、当該決定について請求又は精算しなければならない。

(前金払)

第 15 条 第 10 条の規定による交付の決定又は第 12 条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、専攻科支援金の前金払を請求するときは、別に定める期日までに様式第 6 号を知事に提出しなければならない。

(支払いの差止め)

第 16 条 知事は、受給権者から第 6 条の規定による届け出がない場合又は受給権者が停学（3 か月未満のものに限る。）の処分を受けた場合は、別に定めるところにより専攻科支援金の支払いを停止する。

- 2 代理申請者は、事務手を代理する受給権者に停学（3 か月未満のものに限る。）の処分を行ったときは、別に定めるところにより、知事に届け出をしなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定により専攻科支援金の支払いを停止した場合には、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

(支給一時停止及び支給再開)

第 17 条 受給権者が休学した場合、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日の場合は、当該月）から、復学した日の属する月（復学した日が月の初日の場合は、その前月）までの支給を一時停止する。この場合において、受給権者は別に定めるところにより代理申請者を經由して知事に届け出をしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により支給を一時停止又は再開した場合には、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第 18 条 知事は、専攻科支援金の交付に関し必要があると認めるときは、代理申請者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第 19 条 代理申請者は、専攻科支援金の受領が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 7 号による実績報告書その他の書類（以下「実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 20 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第 10 条に規定する交付の決定又は第 12 条に規定する交付の変更決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者又は代理申請者が、法令、規則、本要綱、専攻科支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 代理申請者が、専攻科支援金を目的以外の用途に使用した場合
 - (3) 申請者又は代理申請者が、専攻科支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、専攻科支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した専攻科支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を代理申請者に命ずるものとする。
- 3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による専攻科支援金の返還を命ずる場合には、申請者又は代理申請者に対し、当該命令に係る専攻科支援金を代理申請者が受領した日から、当該命令により返還すべき専攻科支援金を代理申請者が納付する日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づく専攻科支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とする。
- 5 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(専攻科支援金の経理)

第 21 条 代理申請者は、専攻科支援金の経理についての帳簿を備え、専攻科支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、専攻科支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 代理申請者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を専攻科支援金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(調書)

第 22 条 代理申請者は、専攻科支援金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(支給実績証明書)

第 23 条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、岩手県において支給を受けた専攻科支援金について証明を受けたいときは、別に定めるところにより知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項による申請を受理したときは、前項の申請者に対し、別に定めるところにより支給実績証明書を交付するものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 6 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 13 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 4 年 5 月 17 日から施行し、令和 4 年度の事業から適用する。

第 2 条 令和 3 年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、本則中「生計維持者」とあるのは、「令和 4 年 4 月 1 日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 5 日から施行し、令和 8 年度の事業から適用する。

別表

区分	対象者
1 新制度 (私立高等学校等専攻科の生徒であって、右欄に定める対象者に対して行う専攻科支援金を支給する事業(「専	次の 1 から 5 の全てに該当し、次の 6 から 9 のいずれかに該当する者 1 日本国内に住所を有する者 2 高等学校等専攻科を修了していない者 3 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して 24 月(特別支援学校専攻科は 36 月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち 36 月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者

攻科支援金（新制度）」をいう。))	4 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入等の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者 5 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者 6 日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 7 入管法別表第1の4の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの （1）本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者 （2）本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年又は専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のものに限る。）を卒業又は修了した者 （3）高等学校等専攻科の修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの 8 入管法別表第2の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者 9 入管法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、永住する意思があると認められるもの
2 旧制度（私立高等学校等専攻科の生徒であって、右欄に定める対象者に対して行う専攻科支援金を支給する事業（「専攻科支援金（旧制度）」をいう。))	次の1から5の全てに該当し、次の6又は7のいずれかに該当する者 1 日本国内に住所を有する者 2 高等学校等専攻科を修了していない者 3 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者 4 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入等の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者 5 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者 6 令和8年3月31日以前から引き続き高等学校等専攻科に在学し、区分1に定める6から9のいずれにも該当しない者 7 令和8年4月1日以降に高等学校等専攻科に入学し、区分1に定める6から9のいずれにも該当しない者（入管法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）

